

督 促 状

課 程	学年・組	生徒コード	生 徒 氏 名
	年 組		

金 額	円
納 期 限	年 月 日
指定期限	年 月 日

左記の金額が未納となっていますから、さきに配布してある納付書で指定金融機関等の窓口で納入してください。

年 月 日

新潟県立



科 目	
取扱事務所	

※ 本状を使って納入はできません。納入されるときはさきに配布してある納付書を使用してください。

※ 納入されるときは、上記の授業料等に諸会費を含めた金額 円 (納付書に記載の金額) を納入してください。

様

注 意

1 不服の申立て

(1) 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

(2) 処分の取消しの訴えについて

処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（以下「出訴期間」といいます。）に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となります。）、提起することができます。

なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

ア 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。

イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

ウ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

ただし、出訴期間が経過する前に、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、出訴期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

2

その他

本状の到着前にすでに納入済の場合は、行き違いですのであしからずご了承ください。